

「生協の歴史から戦争と平和を学ぶ」レジュメ

—生協労連シンポジウム—

2017・7・2 斎藤嘉璋

第1部 戦前・戦中の生協の歴史

1、明治期—初めての生協の誕生

*日本の近代化のさきがけのとして民主的な組織と思想の実践のひとつだった。(P9-10)

創成期の生協の担い手は開明派であり、国会開設、立憲国家をめざす自由民権運動家が多かった。

*政府は天皇制国家の確立をすすめ大日本帝国憲法（+教育勅語）のもと富国強兵—対外膨張策をとった。

日清戦争——（労働者生協・共働店、産業組合法と治安警察法。P10—12）

日露戦争——（安倍首相談話、与謝野晶子の反戦詩、生協の各分野への広がり）

2、大正・昭和初期＝ 生協は元気に地域に広がりをみせた。

*大正デモクラシーのもとで戦後の生協運動につながる「新興消費組合運動」が発展（p 13）

- ・吉野作造の民本主義。賀川らの労働運動。平塚らの婦人解放運動。社会主義政党と治安維持法
- ・家庭購買や神戸消費、灘購買などの誕生、発展
- ・労働者生協や大学生協の発展と労働運動、社会運動との連帯（共働社や大阪・共益社）
- ・家庭会（婦人部）、文化活動、班組織、コープ商品、産直、近代的な店づくり、など（p 15）

3、戦争の時代＝ 戦争と庶民の暮らし、生協への規制・締め付け

1)満州事変から日中戦争へ——政治的・思想的締め付け（p 21）

- ・治安維持法による思想的・政治的弾圧 → 関消連、東京学消は弾圧下で解散へ
- 賀川などへの思想的・政治的弾圧
- ・「人類の福祉に益す」は反戦思想

2) 日中戦争から太平洋戦争へ——組織的統制・締め付け（p 27）

- ・戦争遂行のため思想統制から組織統制へ
- 国民精神総動員運動、国家総動員法など
- 大政翼賛会のもと産業報国会、町内会・隣組。婦人、青年、農業などの統制強化
- 例—日本消費組合婦人協会（5万人）は最大の自主的組織

3) 太平洋戦争——経済統制の強化、事業的締め付け

- ・生協、事業活動の自由失う。米穀など扱えず解散へ。(p 30)
- ・国民は配給制度のもと耐久生活。「欲しがりません勝つまでは」

<敗戦>

- ・徴兵・徴用、疎開、そして空襲——家庭購買や神戸消費・灘購買の場合
- ・沖縄の悲劇、広島・長崎への原爆投下→敗戦—壊滅的打撃をうけた生協と再建への決意
- ・内外に甚大な犠牲 戦争犠牲者—日本・軍人230万、民間人80万、計330万人。
中国はじめ外国の犠牲者2000万から3000万人
- ・「戦争の歴史の直視を」(p 35)

第2部 戦後——生協の平和活動の歴史

1、廃墟の中から生協運動の再生——「平和とより良い生活のために」(p 36)

- ・食料難・物価高のなかで“雨後の竹の子のように”設立
- ・日協同盟の創設—民主主義的平和国家の確立、世界平和の実現
- ・日本生協連の創立—“平和とよりよい生活のために”、創立宣言と平和宣言

2、原水禁運動の最初—立ち上がった生協の婦人組合員 (p 40)

- ・ビキニ水爆実験—安心できる魚と海を、全住民、全国民の願いとして
- ・戦後第2の高揚期—労働運動の高揚、地域勤労者生協の設立 (地域生協は衰退)

4、生協の反核・平和活動の歴史

1) 原水禁運動の統一と大きな広がりへの貢献 (p 45)

<地域生協の本格的な発展 (60年代後半から。全国の生協組合員数—70年312万人、(地域79万)、80年672万(地域292万)、90年1,410万(地域916万)。>

- ・原水禁運動の統一と生協 77年・統一世界大会へ婦人、青年組織とともに参加。
- ・被爆者援護法署名運動、戦争原爆写真展、平和コンサート、ヒロシマ・ナガサキ行動。
- ・国連軍縮特別総会 (SSD I—78年、同 SSD II—82年)

2) 生協独自の取り組みと国連から「ピースメッセンジャー」(p 47)

- ・84年原水協運動の再分裂。85年市民団体と一緒に市民平和大行進始める。
 - ・沖縄戦跡・基地巡り、少年少女ヒロシマの旅、SSD III (88年) など
- 国連から日本生協連「ピースメッセンジャー」の認定を受ける。

3) 被爆者とともに被爆者援護法の実現 (p 48)

- ・89年「被爆50周年援護法実現みんなのネットワーク」に参加、援護法制定署名。
被爆体験の「聞き書き語り残し運動」に取り組む。94年被爆者援護法成立。
- ・95年終戦50年、世界法廷運動でハーグの国際法廷へ。アジア平和の旅で韓国などへ。
- ・「原爆と人間展」パネルを世界へ。核兵器不拡散条約 (NTP) 再検討会議に向けての取り組み。

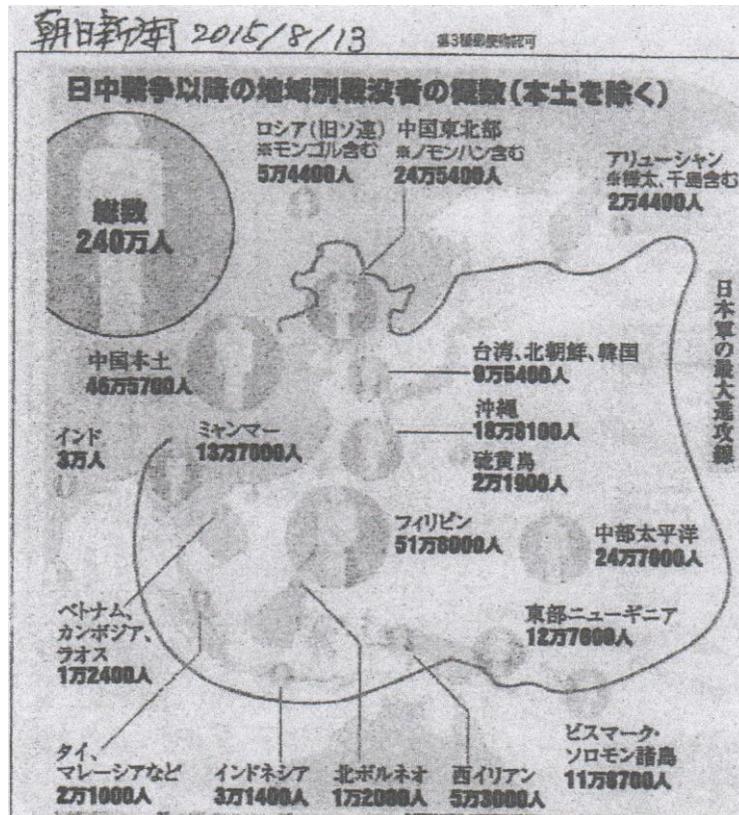
<ヒロシマ・ナガサキ行動への参加者＝80年代毎年平均約6000人、90年代同2500人、
平和行進80年代同4万5000人、90年代同5～7万人。>

4 生協の平和活動の特徴

- ① 生協は協同して暮らしを守る組織。その担い手は婦人組合員＝主婦であり母親。
ビキニでの水爆実験で汚染されたマグロから運動が始まったように命と暮らしを脅かす
原爆と戦争に反対するのはそのような組合員の願い。
その活動は母親の立場から「子供たちと一緒に」、市民の立場から「地域の皆さんと一緒に」
そして「被爆者と一緒に」で、参加しやすく楽しく勉強になることが特徴。
- ② 生協の反核・平和の活動の特徴の2つ目＝核兵器、戦争反対のためには世界の人々との
共同連帯を。ICAとその傘下の各国協同組合や国連への働きかけなど。
- ③ その取り組みの基本にあるのは協同組合の基本理念とその歴史からの教訓。
国際的な協同組合の理念（シンボルの虹やハト）
日本の生協の歴史と理念（「平和とよりよき生活のために」） 以上

（参考文献「現代日本生協運動小史」斎藤嘉璋、コープ出版
「ほうしゃの雨はもういらぬ」丸浜恵理子、凱風社）

資料1 日中戦争以降の日本兵の戦没者数



<資料> ○大日本帝国憲法（一部）

第 1 条 大日本帝国は万世一系の天皇之を統治す 第 3 条天皇は神聖にして侵すべからず 第 11 条 天皇は陸海軍を統帥す 第 13 条天皇は戦を宣し和を講し及諸般の条約を締結す第 21 条 日本臣民は法律の定る所に従い兵役の義務を有す

○ 現行憲法と自民党憲法草案（一部）

現行憲法(前文)	自民党草案(前文)
<p>日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。</p> <p>日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決</p>	<p>日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であつて、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。</p> <p>我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。</p> <p>日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。</p> <p>我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。</p> <p>日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。</p>

<p>意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、 圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努め てゐる国際社会において、名誉ある地位を占め たいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとし く恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存す る権利を有することを確認する。（中略）</p> <p>日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげ てこの崇高な理想と目的を達成することを誓 ふ。</p>	
<p>第一章 天皇</p> <p>第1条</p> <p>天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の 象徴であつて、この地位は、主権の存する日本 国民の総意に基く。</p>	<p>第一章 天皇</p> <p>第1条(天皇)</p> <p>天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本 国民統合の象徴であつて、その地位は、主権の 存する日本国民の総意に基づく。(国家、</p>
<p>第二章 戦争の放棄</p> <p>第9条</p> <p>1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際 平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、 武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争 を解決する手段としては、永久にこれを放棄す る。</p> <p>2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他 の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、 これを認めない。</p>	<p>第二章 安全保障</p> <p>第9条(平和主義)</p> <p>1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平 和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放 棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際 紛争を解決する手段としては用いない。</p> <p>2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるもので はない。</p>

	<p>第9条の2(国防軍)</p> <p>1 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。</p> <p>2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。</p> <p>3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。</p> <p>4 前2項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。</p> <p>5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。</p>
<p>第11条</p> <p>国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人</p>	<p>第11条(基本的人権の享有)</p> <p>国民は、全ての基本的人権を享有する。この憲</p>

<p>権は、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与へられ。</p>	<p>法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である。</p>
<p>第 12 条</p> <p>この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。</p>	<p>第 12 条(国民の責務)</p> <p>この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。</p>
<p>第 13 条</p> <p>すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p>	<p>第 13 条(人としての尊重等)</p> <p>全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。</p>
<p>第 21 条</p> <p>1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。</p> <p>2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。</p>	<p>第 21 条(表現の自由)</p> <p>1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。</p> <p>3 検閲は、してはならない。通信の秘密は、侵してはならない。</p>